

宮城県公報

行 県
宮 城
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

告 示

ページ

○特定の民間再開発事業認定事務施行細則の一部を改正する規則	(建築宅地課)	一
○地籍調査事業計画の策定	(地域復興支援課)	一
○農用地利用配分計画の認可の申請	(農業振興課)	二
○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調査の縦覧	(水産業振興課)	二
○保安林の指定の解除	(森林整備課)	二
○道路の区域変更	(道路課)	二
○道路の供用開始	(同)	三
○平成十七年宮城県告示第千九百九十三号(浸水想定区域の指定)の一部改正	(河川課)	三
○洪水浸水想定区域の指定	(同)	三
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(六件)	(都市計画課)	三
○指定構造計算適合性判定機関の変更の届出	(建築宅地課)	五
○土地改良区の定款変更の認可	(東部地方振興事務所)	五
○境界地の道路の管理に関する協定の変更	(道路課)	五

規 則

特定の民間再開発事業認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十二号

特定の民間再開発事業認定事務施行細則の一部を改正する規則

特定の民間再開発事業認定事務施行細則(平成二年宮城県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十条の第十三項及び第三十八条の四第二十二項」を「第二十条の第十四項及び第三十八条の四第二十三項」に改める。

第二条第一項中「第二十条の第十三項又は第三十八条の四第二十二項」を「第二十条の第十四項又は第三十八条の四第二十三項」に改める。

様式第一号中 「第20条の2第13項」を「第20条の2第14項」に改め、「同様式備考中」第20条の2第13項第2号又は第38条の4第22項第2号」や「第20条の2第14項第2号又は第38条の4第23項第2号」に改める。

様式第二号中 「第20条の2第13項」を「第20条の2第14項」に改め、「第38条の4第22項」を「第38条の4第23項」に改める。

この規則は、令和元年六月一日から施行する。

附 則

告 示

○宮城県告示第五百二十九号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、令和元年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和元年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行う者の名称及び調査地域

名 称	調 査 地 域
気仙沼市	沢田等二単位区域 福美町等四単位区域
白石市	新館町等三単位区域 字入生一番等二十三単位区域 南町二丁目等二単位区域 沢端町等八単位区域 字北町裏等十二単位区域 字延命寺北等四単位区域

大崎市	古川清滝字新町田等七単位区域 古川清滝字山崎等二単位区域 古川清滝字寺前等七単位区域 古川清滝字沼田頭等二単位区域 古川清滝字切替等十単位区域 古川深沼字阿弥陀等百十八単位区域 (過年度数値情報化)
川崎町	大字川内字草倉山等三単位区域 大字下田山等四単位区域 今宿字小屋沢等二単位区域

二 調査期間

地籍調査費負担金交付決定に定められた日から令和二年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百三十号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を令和元年五月三十一日から令和元年六月十四日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 申請年月日

令和元年五月十六日

三 縦覧場所

宮城県庁（農政部農業振興課）

○宮城県告示第五百三十一号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を令和元年五月三十一日から令和元年六月十四日まで縦覧に供する。

令和元年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第百十三条組合の名称	縦覧場所
気仙沼市長磯浜三十五番地	加入区	宮城県漁業協同組合 気仙沼地区支所	宮城県気仙沼市長磯 船原三十二
一 鈴木 善胤 気仙沼市二ノ浜二百十六番地二			
遠藤 博文			

○宮城県告示第五百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和元年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

仙台市宮城野区栴江一九の一八

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

指定理由の消滅

二 解除に係る保安林の所在場所

仙台市宮城野区栴江一九の一八

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第五百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和元年五月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年五月三十一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 志津川登米線
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前			
一六・六 四九・五	三・七 一五・三			一八〇・〇
				一八〇・〇

○宮城県告示第五百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和元年五月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	志津川登米線	登米市登米町大字日根牛字北沢山二三四番三地从り 同市登米町大字日根牛字北沢山無番地先まで	令和元年 五月三十一日

○宮城県告示第五百三十五号

平成十七年宮城県告示第九百九十三号（浸水想定区域の指定）の一部を次のように改正し、令和元年五月三十一日から施行する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び関係土木事務所に備え置いて、縦覧に供する。

令和元年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号の表小田川の項から二股川の項までを削る。

○宮城県告示第五百三十六号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次のとおり洪水浸水想定

区域を指定したので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

河川名称	洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続期間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深	指定年月日
小田川	次の図面のとおり	令和元年五月三十一日
広瀬川	〃	〃
旧築川	〃	〃
吉田川	〃	〃
二股川	〃	〃
坂元川	〃	〃

〔次の図面〕は、省略し、宮城県土木部河川課及び関係土木事務所に備え置いて、縦覧に供する。

○宮城県告示第五百三十七号

利府町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百三十八号

利府町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年五月三十一日

<p>一 都市計画の種類及び名称</p> <p>1 種類 仙塩広域都市計画道路</p> <p>2 名称 三・四・二百三十八号 葉山線 八・五・二百三十三号 かりやす線</p> <p>二 縦覧場所 宮城県庁（土木部都市計画課）</p> <p>○宮城県告示第五百三十九号</p> <p>利府町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>令和元年五月三十一日</p>	<p>一 都市計画の種類及び名称</p> <p>1 種類 仙塩広域都市計画緑地</p> <p>2 名称 二号 ならの杜緑地 三号 かえでの杜緑地</p> <p>二 縦覧場所 宮城県庁（土木部都市計画課）</p> <p>○宮城県告示第五百四十一号</p> <p>利府町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>令和元年五月三十一日</p>
<p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 都市計画の種類及び名称</p> <p>1 種類 仙塩広域都市計画公園</p> <p>2 名称 二・二・七百八十八号 にれの杜公園 二・二・七百八十九号 かえでの公園 二・二・七百九十号 かりやすの公園 三・三・七百七十五号 葉山公園</p> <p>二 縦覧場所 宮城県庁（土木部都市計画課）</p> <p>○宮城県告示第五百四十号</p> <p>利府町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>令和元年五月三十一日</p>	<p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 都市計画の種類及び名称</p> <p>1 種類 仙塩広域都市計画地区計画</p> <p>2 名称 新太子堂地区計画</p> <p>二 縦覧場所 宮城県庁（土木部都市計画課）</p> <p>○宮城県告示第五百四十二号</p> <p>利府町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>令和元年五月三十一日</p>
<p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 都市計画の種類及び名称</p> <p>1 種類 仙塩広域都市計画地区計画</p> <p>2 名称</p>	<p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 都市計画の種類及び名称</p> <p>1 種類</p> <p>二 縦覧場所</p>

赤沼北部地区計画
二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百四十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、指定構
造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

令和元年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 届出者の名称

株式会社国際確認検査センター

二 変更後の住所

東京都中央区京橋二丁目八番七号

三 変更しようとする年月日

令和元年六月一日

○宮城県告示第五百四十四号

鳴瀬土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二
項の規定により、令和元年五月二十二日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台
地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和元年五月三十一日

宮城県東部地方振興事務所

所長 高 橋 剛 彦

公 告

○宮城県及び宮城県知事と岩手県及び岩手県知事とは、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十
九条第一項及び第五十四条第一項の規定により両県の境界に係る道路の管理の方法に関し協議し、昭
和三十六年六月三十日付けでその内容を公告し、昭和五十二年三月一日、昭和五十八年四月一日、平
成十七年三月三十一日、平成十七年九月二十日及び平成二十三年九月三十日付けでその内容の変更に
つき公告した協定について、次のとおり変更する協定を締結した。

令和元年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 第一条表中「回 行 越 停 車 線」を「回 行 越 停 車 線」に改める。

2 第三条第一項第六号中「第124条」を「第91条」に改める。

3 第四条第二項中「第48条」を「第47条の5」に改める。

附 則

この協定は、令和元年五月二十二日から施行する。